

○伊佐市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊佐市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、伊佐市が鹿児島県（以下「県」という。）と共同して行う伊佐市移住支援事業（以下「支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、県のマッチングサイト（鹿児島県どんどんかごしま移住就業・起業支援事業実施要領（令和元年10月3日鹿児島県制定。以下「県実施要領」という。）第4の2の規定に基づき運営するサイトをいう。以下同じ。）に登録された企業の求人により就業し、本市に継続して居住した場合又は県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において伊佐市移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、県実施要領及び伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号又は第3号に定める要件に該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件は、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(7) 本市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(8) 本市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を異動す

る3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(7) 令和元年10月3日以後に本市に転入したこと。

(8) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(9) 補助金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(8) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9) (7)及び(8)に掲げるもののほか、その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 県が運営するマッチングサイトにおいて、就業先の求人が補助金の支給対象として指定された求人として掲載されていること。

ウ 就業者にとって3親等内の親族が就業先の代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の交付申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が補助金の対象として掲載された日以後であること。

カ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件は、交付申請日以前1年以内に、県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「県起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、60万円とする。ただし、補助対象者が、次の各号に定める要件

のいずれにも該当する場合は、100万円とする。

- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員（以下「2人以上の世帯員」という。）が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 2人以上の世帯員が、補助金の申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 2人以上の世帯員が、令和元年10月3日以後に転入したこと。
- (4) 2人以上の世帯員が、補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 2人以上の世帯員が、前条第1号ウ⑦に掲げる要件に該当すること。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本人であることを確認することができる書類
 - (2) 就業証明書（様式第2号）又は県起業支援金の交付の決定を受けていることを確認できる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの
- 2 前項の場合において、前条ただし書の規定による額の補助金の交付を申請しようとする申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、同条各号に掲げる要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるものを添えなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が属する世帯の他の世帯員にあつては、補助金の交付を申請することができない。ただし、申請者が補助金の交付決定を却下された場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適當と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度において補助金を交付することができないときは、書面により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 申請者は、決定通知書を受理したときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金の交付を請求しようとする申請者は、移住支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求しなければならない。

（立入検査等の協力）

第7条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、規則第22条の規定による立入検査等に協力しなければならない。

（補助金の交付決定の取消及び返還請求）

第8条 市長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 全額
- (2) 補助金の申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合 全額
- (3) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合 半額
- (4) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (5) 県起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を返還させることが適当と認める場合 市長が別に定める額

2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、補助金の交付決定の取消しを行わないものとする。この場合において、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助金受給者から前項に規定する書類の提出がない場合、前条に規定する立入検査等を拒否した場合等で補助金受給者の市内居住が確認できないときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月11日から施行する。

（表）

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

移住支援事業補助金交付申請書

伊佐市移住支援事業補助金の交付を受けたいので、伊佐市移住支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯		单身		世帯
※世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない）（ ）人				
補助金の種類		就業		起業

2 転出元の住所

住所	〒
----	---

3 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

(裏)

- ※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象とならない場合があります。(移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京23区以外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。)
- ※ 雇用保険の被保険者については、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

別紙

(表)

誓約書

伊佐市長

様

私は、伊佐市移住支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

1 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※1

(1)別記1「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する。		B. 誓約しない。
(2)別記2「住民基本台帳情報の取得について」に記載された内容について ※2		A. 同意する。		B. 同意しない。
(3)別記3「補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について ※2		A. 同意する。		B. 同意しない。
(4)申請日から5年以上継続して、伊佐市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある。		B. 意思がない。
(5)（就業の場合のみ） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等内の親族に該当しない。		B. 3親等内の親族に該当する。
(6)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない ※2		A. 誓約する		B. 誓約しない

※1 各確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

※2 「世帯」で申請する場合は、別紙において、(2)、(3)及び(6)の事項について、同時に移住した家族の確認が必要です。

(裏)

(別記1) 補助金の交付申請に関する誓約事項

1 立入検査等について

補助金に関する立入検査等について、伊佐市から求められた場合には、これに応じます。

2 補助金の返還について

次の場合には、伊佐市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部を返還します。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合：全額
- (2) 補助金の申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合：全額
- (3) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合：半額
- (4) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (5) 県起業支援金の交付の決定を取り消された場合：全額
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を返還させることが適当と認める場合：市長が別に定める額

(別記2) 住民基本台帳情報の取得について

伊佐市は、補助金の交付及び返還等に必要な範囲で、申請者及び申請者が属する世帯の他の世帯員の住民基本台帳を取得することがあります。

(別記3) 補助金に係る個人情報の取扱い

伊佐市が、補助金の交付及び返還に際して得た個人情報について、伊佐市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することや、当該個人情報について、鹿児島県及び他の都道府県並びに鹿児島県内の各市町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国及び都道府県並びに他の市区町村に提供し、又は提供を受ける場合があります。

年 月 日

住所： _____

氏名： _____ ㊟

年 月 日

伊佐市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話
担当者

印

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所	〒	
勤務先所在地	〒	
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たな雇用であり、週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等内の親族に該当しない	
マッチングサイトへの 求人掲載実績	マッチングサイト名	
	求人管理番号	
	掲載開始日	

伊佐市移住支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、伊佐市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

伊佐市長



移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった伊佐市移住支援事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、伊佐市移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付金額 円
- 2 交付決定に付した条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合には、伊佐市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全部又は一部の返還を請求します。
 - ア 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合 全額
 - ウ 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合 半額
 - エ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - オ 県起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - カ 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金を返還させることが適当と認める場合 市長が別に定める額
 - (2) 本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入検査等を行う場合があります。立入検査等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に定める返還請求を行う場合があります。
 - (3) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

ア この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

イ 補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

ウ 補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

ア この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

イ 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

年 月 日

伊佐市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知を受けた移住支援事業について、伊佐市移住支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

年 月 日

伊佐市長 様

所在地

事業者名

代表者名

⑩

電話

担当者

一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
一時的転出先（勤務先等）の所在地	
一時的転出先（勤務先等）の電話番号	
転出理由 ※いずれかに✓してください	<input type="checkbox"/> 一時的な勤務先の変更 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 出向 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他（内容： ）
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	<input type="checkbox"/> 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること <input type="checkbox"/> 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること

- ・伊佐市移住支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、伊佐市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。
- ・勤務者に対して伊佐市から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。
- ・一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。